第十一条の三の四第二項	当該組合の組合員	加入者
第十一条の三の四第五項	当該組合の組合員	加入者
	組合員又は	加入者又は
	おいて法	おいて私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
	基準日組合員	基準日加入者
	財務省令	文部科学省令
	から第六号まで	、第三号、第五号及び第六号
	から第十二号まで	、第九号、第十一号及び第十二号
	から第十八号まで	、第十五号、第十七号及び第十八号
第十一条の三の四第六項	当該組合の組合員	加入者
	基準日組合員	基準日加入者
第十一条の三の四第七項	当該組合の組合員	加入者
	法	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
	基準日組合員	基準日加入者
	財務省令	文部科学省令
	から第六号まで	、第三号、第五号及び第六号
	から第十二号まで	、第九号、第十一号及び第十二号
	から第十八号まで	、第十五号、第十七号及び第十八号
第十一条の三の四第八項	第二項から第四項まで	第二項
	日本私立学校振興・共済事業団	組合
第十一条の三の四第九項	第二項から第四項まで	第二項
	私学共済制度の加入者（法第五十五条第一項第二号に規定する私学共済制度の加入者をいう。第十一条の三の六の三第五項において同じ。）	組合員
第十一条の三の四第十項	第二項から第四項まで	第二項
	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）	法

第六条の表第十一条の三の五第三項第四号の項の次に次のように加える。

第十一条の三の五第十項	同条第二項から第四項まで	同条第二項

第六条の表第十一条の三の六第十一項の項中

国家公務員共済組合法	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法
国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四
同法	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法

を

国家公務員共済組合法第五十四条第一項第五号	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十四条第一項第五号
国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三

に改め、同項の次に次のように加える。

第十一条の三の六第十二項	組合員	加入者
	財務省令	文部科学省令

第六条の表第十一条の三の六の二第一項第一号の項中

組合の組合員（	加入者（
当該組合の組合員	加入者

を

第十一条の三の六の二第一項第五号	前各号	第一号及び第三号
	財務省令	文部科学省令

に改め、同表第十一条の三の六の二第一項第五号の項を次のように改める。